

# **犬山市児童虐待対応マニュアル**

**Ver1.0 (令和7年3月27日策定)**

**犬山市こども家庭センター**



# 目次

## I はじめに

(1)策定目的 .....	1
(2)位置付け .....	1

## II 児童虐待とは

(1)定義.....	2
(2)児童虐待の例とその重症度.....	2

## III 児童虐待対応の原則

(1)迅速な対応 .....	3
(2)子どもの安全確保の優先 .....	3
(3)家族の構造的問題としての把握 .....	3
(4)十分な情報収集と正確なアセスメント .....	4
(5)組織的な対応 .....	4
(6)十分な説明と見通しを示す .....	4
(7)法的対応などの確な手法の選択 .....	5
(8)多機関の連携による支援 .....	5

## IV 児童虐待への対応手順

【フロー図】対応の全体像 .....	6
【手順1】通告・市町村送致 .....	7
【手順2】緊急受理会議 .....	9
【手順3】家庭訪問等による調査 .....	11
【手順4】個別ケース検討会議 .....	14
【手順5】面接・支援・指導 .....	15
【定期確認】ケース検討会議 .....	17

## V 関係機関等との連携

(1)こども家庭センター .....	18
(2)保育所・幼稚園 .....	18
(3)小学校・中学校 .....	19
(4)児童相談所(主に「一宮児童相談センター」) .....	19
(5)地域(児童委員) .....	19
(6)犬山市要保護児童対策協議会 .....	20

## VI その他

(1)様式一覧 .....	21
(2)改訂経過 .....	33

# I はじめに

## (1) 策定目的

令和6年5月26日、犬山市に住む当時7歳の児童が、母親の知人男性による暴行の疑いで亡くなった。この事案は、当該児童が犬山市要保護児童対策協議会（略称：要対協）の支援対象児童として、関係機関による支援体制があったにも関わらず亡くなってしまったものであり、関係者として断腸の思いである。このような事案が二度と発生しないよう、市として内部検証を行った結果、市の児童虐待を担当する部署が児童虐待通告の受理機関としての責務や要対協の調整機関としての責務を果たしていなかったことなどが課題としてあげられた。

また、こども家庭庁が作成した「子ども虐待対応の手引き」においても、「児童相談所に送致したことをもって自らのかかわりは終わったと考え、その後はすべて児童相談所に任せられるような対応が一部の市区町村で見られるが、そのために重大な事態を招いた例もある」とし、「必要に応じて援助を求め、児童相談所との円滑な連携を図ることは、市区町村の責務であると認識すること。そのため、こうした判断が適切に行えるよう、市区町村自体の力量を高める不断の努力をすること」ともしている。

本マニュアルは、対応の流れやその責務などを明確化することで、これらの課題に対応し、市が適切に児童虐待対応を行える体制の確立と維持を目的として策定する。

### 【関係法令：児虐法第4条】

国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。（以下省略）

## (2) 位置付け

児童福祉における市町村の責務には、児童虐待対応の他にも要支援児童や特定妊婦に対するものなどもあるが、本マニュアルは児童福祉法（以下：児福法）第25条第1項及び児童虐待の防止等に係る法律（以下：児虐法）第6条第1項に基づく通告、児福法第26条第1項第3号に基づく児童相談所（略称：児相（主に「一宮児童相談センター」を指す））からの送致により、市が児童虐待（要保護児童）への対応を開始するものについて、焦点を絞った位置付けるとする。

また、児童虐待への対応については、こども家庭庁の「こども家庭センターガイドライン」、「子ども虐待対応の手引き」をはじめ、愛知県においても「市町村における虐待対応の手引き」など、多数のマニュアルや指針・通知などが既に作成されており、これらを確認すれば児童虐待対応の大部分を把握できる状況にある。本マニュアルは、これら既存のマニュアル等から、特に基本的で重要であると考えられる内容を抽出し、市で使用する様式を組み合わせることで、人事異動などにより担当者が変わっても、その対応が切れ目なく適切に行えるものとする。よって、本マニュアルに市の対応すべきことが網羅されているものではないため、必要に応じて他のマニュアルや指針・通知を参照しながら「児童の最善の利益」を常に意識し、対応を行うものとする。

## II 児童虐待とは

### (1) 定義

#### 【関係法令：児虐法第2条】

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）

### (2) 児童虐待の例とその重症度

類型	重症度	児童虐待の例
身体的虐待	最重度	頭蓋内出血、内臓損傷等がある/乳児を投げる、踏みつける/窒息の危険（風呂の水に児童の顔をつけるなど）/その他、生命に関わる危害行為
	重度	骨折/頭部の傷、痣、火傷等/首から上への打撃/首絞め/拘束/投げ落とす/冬に戸外に締め出す/激しく搖さぶる/熱湯をかける/異物を飲ませる/被害児が乳児
	中度	半年以内に2回以上の痣や傷（新旧の傷）/治療が必要な受傷をしたが、手当てや受診、学校等への申告を適切に行っている/治療が必要でない程度の受傷
	軽度	傷が残らない程度の暴力
性的虐待	最重度	性交、性的行為の強要など、明らかな性行為が認められる。妊娠。
	重度	性器を触る又は触らせるなどの性暴力。性器や性交を見せる。子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。
ネグレクト	最重度	病気なのに受診させない（医療放置、医療拒否）/明らかな栄養失調、衰弱、脱水
	重度	乳幼児の夜間放置/乳児の昼間放置/身長体重が-2SD（標準偏差）以下/50パーセンタイル以上の体重減少で元気がない/本人の意思に反し長期外出禁止/本人の意思に反し登校禁止/食事が満足にできていない
	中度	生活環境不良で改善なし/10歳未満の児童の夜間放置
	軽度	健康問題が起きない程度のネグレクト/10歳以上の児童の夜間放置
心理的虐待	重度	日常生活に影響があるほどの心理ダメージ/兄弟間の著しい差別的な扱い
	中度	激しすぎる叱責・脅し/保護者の自殺企図・自傷/児童の面前での配偶者等への度重なる暴力（DV）/兄弟間での差別的な態度/児童を無視、拒絶的な態度
	軽度	児童の面前での軽いDV/過度あるいは偏った躾/暴言を繰り返す

### III 児童虐待対応の原則

#### (1) 迅速な対応

子ども虐待への対応においては、猶予を許さない緊急な対応が必要であることが少なくない。児童虐待防止法第8条第3項では、「児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。」と規定されていることに十分に留意し、初期の対応が遅れたことで重大な事態に至ることは避けなければならない。

また、夜間や休日に虐待が発生することもあり得るので、市町村や児童相談所は夜間や休日における通告の受理や緊急対応の体制を整備し、関係機関や住民に周知するように努めなければならない。

#### (2) 子どもの安全確保の優先

子ども虐待対応においては、安全確保こそが最優先事項である。根拠のない楽観論や保護者との関係性に配慮しすぎることで介入や保護の判断が遅れ、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。機関連携や要保護児童対策地域協議会における協議では、子どもの安全について最も危機意識を持っている機関の意見に真摯に耳を傾けて判断する必要がある。

市区町村や児童相談所は虐待を行った保護者を責めるのではなく、支援関係につなげるよう努力することが基本であるが、一方で、子どもの安全を確保するためには、毅然として保護者に対することが求められる。養育において不適切な点があれば、保護者に対してきちんと伝えて改善を求めることが必要である。

#### (3) 家族の構造的問題としての把握

子ども虐待が生じる家族には、保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題、子どもの特性など、実に多様な問題が存在し、それらが複合、連鎖的に作用して、構造的背景を伴って虐待にいたっている。したがって、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が望みにくいということを認識する必要がある。放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要である。

以上のことから、支援を検討する上では家族を総合的・構造的に把握するように努める必要がある。また一方では、家族が抱えている生活上の困難やつらさを理解し、保護者の心情をくみとつて、これまで努力してきたことを認めることなども大切である。市区町村や児童相談所は、家族の構造的問題の理解の上で、養育状況を改善するために必要なことを提示して、支援につなげなければならない。

#### (4) 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が肝要である。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうかなどに注意して、正確に聞き取る必要がある。また家族にとって適切な支援を検討するためには、家族の生活歴についての十分な聴き取りが必要となる。これまでの家族の歩みや心情を受け止めながら、丁寧に聴き取りを行うことが大切である。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながる。アセスメントにおいては、ケースワーク進行上の各ポイントで使えるアセスメントシート等を活用する必要がある。また、アセスメントを市区町村と児童相談所とで共有したり、地域の関係機関と共同でアセスメントを実施することも重要である。

#### (5) 組織的な対応

子ども虐待対応を適切に行うためには、担当者ひとりの判断でケースワークを行うことを避けなければならない。通告があれば速やかに緊急受理会議を開催して、組織として対応方針の判断を行うとともに、その後の情報収集や機関連携、援助方針決定なども組織的な協議に則って進めていくことが肝要である。また、困難な保護者への対応や、機関間協議などは、複数の職員で対応することを心がけねばならない。そのことで、個人的な判断の偏りを正し、また正確な記録を残すこともできる。

組織的に対応することは、担当者ひとりに負担を負わせず、組織としてサポートすることにもつながることとなる。

#### (6) 十分な説明と見通しを示す

市区町村や児童相談所は親子に対して、なぜ係わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切である。

特に子どもが一時保護された場合には、保護者は保護されたことに反発し、その後の見通しを持てないことなどから不安を募らせ、かえって自らの虐待行為や養育態度についてふりかえることができなくなることが多い。また、保護された子どもも虐待環境から逃れられるという安心感がある一方で、保護の期間やその後の見通しが持てず不安を強めことがある。したがって、子どもと保護者の双方に対して、児童相談所の考え方を十分に伝え、また子どもや家族の意見を聞き取った上で、子どもや家族と一緒に考えながら、今後の展望や子どもと保護者がすべきことを提示することが必要である。

#### (7) 法的対応などの確な手法の選択

児童相談所は児童福祉法において様々な法的権限を与えられており、一時保護の実施など他の機関では代替できない権限を有する機関であることを認識し、権限行使する社会的使命を担っているという自覚を持つ必要がある。

子ども虐待対応においては、与えられている法的権限を適切に行使できるように、児童相談所は状況を的確に分析する必要がある。その上で、行政権限や司法的な介入手法の選択を可能な限り早期に決定すべきである。

法的権限行使する際には、保護者に仕組みを丁寧に伝えることが必要である。裁判所へ審判を申し立てることが事態の打開につながり、子どもにとって望ましい支援につながる場合があることや、後の相談関係回復にも良い結果をもたらす場合があることも認識すべきである。

#### (8) 多機関の連携による支援

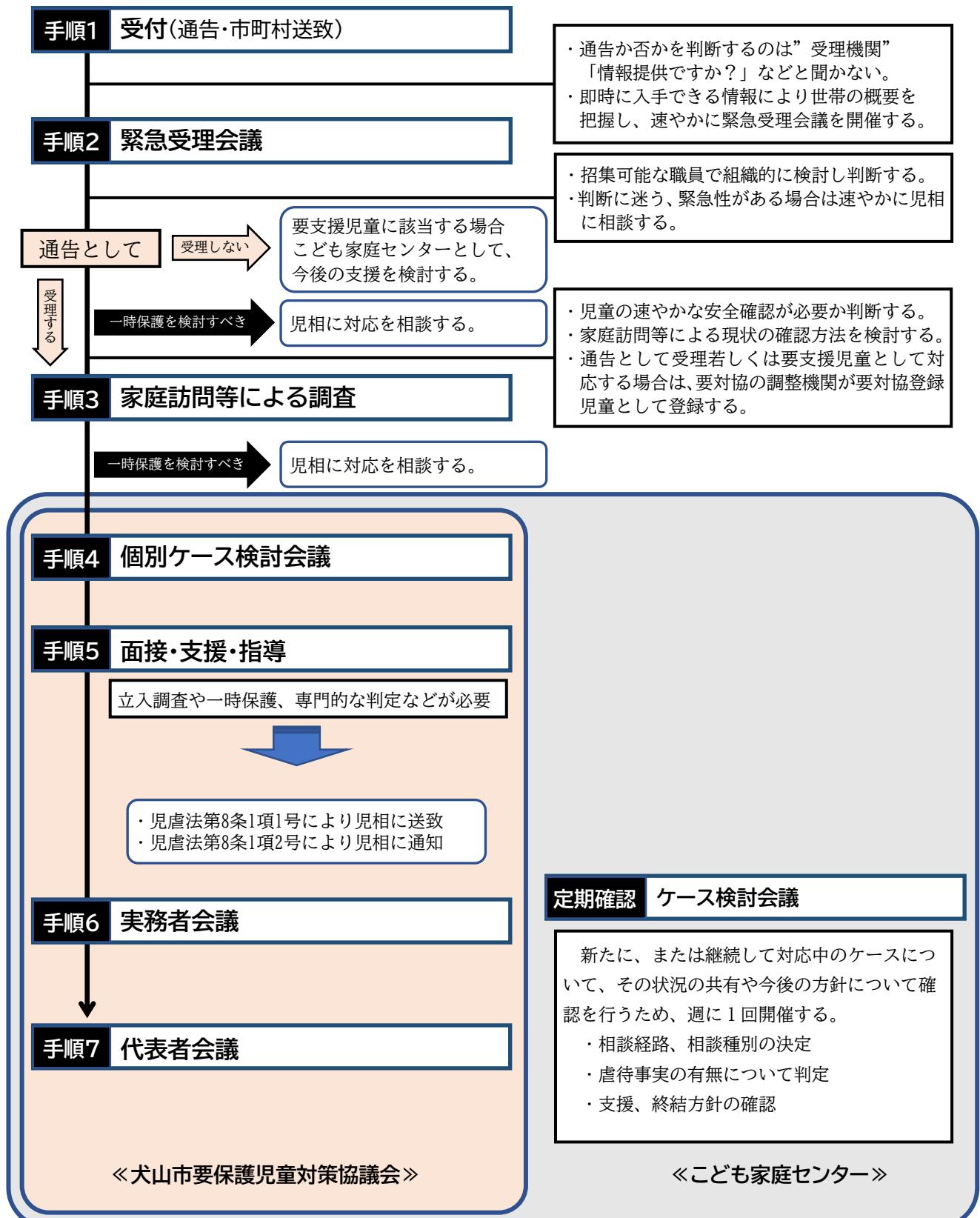
子ども虐待の予防や虐待の問題を解消するための支援は、一つの機関や職種のみではなしえない。したがって、地域の関係者が協働して、予防や支援に取り組むことが何よりも大切である。連携を効果的に行うためには、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していくことが必要である。支援のためには地域の資源を十分に活用することが必要であり、また各機関の支援をコーディネートする役割を明確にすることも大切である。

虐待により家族から分離した子どもが施設入所中や里親委託中には、施設や里親との連携の下、子どもと保護者を支援して、親子関係の再構築支援を行う。その際にも、家族の居住する地域との関係をつなぐことを意識しなければならない。

現在、ほとんどの自治体に要保護児童対策地域協議会が設置されており、同協議会を活用して関係機関が情報や援助方針を共有し、支援につなげることが基本となる。

## IV 児童虐待への対応手順

【フロー図】対応の全体像



## 【手順1】通告・市町村送致

児童虐待の対応は「通告」か、児童相談所からの「市町村送致」によって開始する。これらへの対応については、「相談・通告等受付簿（様式2）」への入力及び「児童記録票（様式3-1・2）」を作成し、必ず組織内での情報共有を図る。

### ○通告について

通告には、児福法第25条第1項に基づくものと児虐法第6条第1項（児福法第25条第1項の規定による通告とみなす。）に基づくものがあるが、多くの場合、「これは通告である」と明らかな情報でなく、市民の方や保育園の保育士、児童委員などが子どもについて不安に感じた情報（以下：不安情報）に含まれているものである。なお、不安情報に含まれる通告の他にも、他市町村からの「ケース移管」「情報提供」による通告がある。

#### 【関係法令：児虐法第6条第1項】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

#### 【関係法令：児福法第25条】

要保護児童（※）を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。※保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（関係法令：児福法第6条の3第3項第8号）

### «不安情報への対応»

不安情報の内容には、「子どもが父親に殴られたと話し、痣もある。」というような、虐待を受けたと思われると容易に判断できるものや、「生徒が欠席しがちで心配だ。」といったように、その背景に虐待があるかもしれないような情報などがある。そのような不安情報においては、その相談者に対して、「相談者が虐待かどうか判断する必要はないこと」「相談者の秘密は守られること」を伝え、より多くの情報を得られるよう努める。また、可能であれば相談者に市から連絡することができるよう、相談者の連絡先等を聞き取るなど、今後の協力に理解を求めることが重要である。また、対応する職員は聞き洩らしがないよう、「相談・通告受付票（様式1）」により必要事項を聞き取る。聞き取る際の注意点として、通告であるか否かの判断は、通告の受理機関となっている市（子育て支援課）がその内容等により判断するもので、決して相談者に対して通告であるかどうかを問わないこと。

### «他市町からの「ケース移管」「情報提供」への対応»

他市町において、児童虐待に関する部署が対応していた児童が犬山市に転入した場合、また転入することの情報を得た場合には、当該児童等に対し適切な対応を行う必要がある。

そのため、速やかに転出元に対し、前住地での生活状況や支援内容、対応したこととなった理由や内容また、転居の理由のほか、支援等を行うにあたり重視していた情報などを電話で確認し、後日書類により正式な情報提供の依頼をすることを伝える。また、転入情報を把握した時点を通告の受理日とし、当市で得られる情報を加え、直ちに緊急受理会議を開催する。

«通告への対応を開始するに伴い、相談者から聴取する事項»

事項	例
児童記録票(様式3-1)の記載事項	子どもの氏名・生年月日・住所、保護者の氏名・職業・住所、学校等、家族状況、主訴、過去の相談歴等
子どもの現在の状況 ※相談通告受付票(様式1)を活用	子どもの命に影響があると思われるような状況にあるのか、怪我の有無、虐待の時期や虐待者、場所、被害の程度、子ども自身の説明内容等
子どもの家庭環境	保護者が不在にしていることが多い、経済的に困窮している等
子どもの生活歴、生育歴	親が再婚などをしており、保護者と良好な関係性を築けていない、過去に虐待を受けたことがある等
子どもの居住環境	子どもが誤って口に入れた場合に危険なもの(飲みかけの酒、タバコなど)が散乱しているなど、不適切な環境等
子どもの所属集団の状況	学校には所属しているが、不登校傾向であるや、素行が悪い等
支援等に関して子ども・保護者の意向	子どもが何らかの支援を求めているか、保護者が虐待等を認識し、改善の意向があるか等
保護者の状況	子ども及び家族との関係、健康面、心理面、社会面等
対応に関する相談、意向	調査をして欲しい、子どもの保護が必要だと思うなど
その他、必要と思われる事項	身体的虐待を受けていると思われる場合、その状態が分かる写真など。

○児童相談所からの「市町村送致」について

市町村送致とは、児童福祉法第26条第1項第3号に基づくものであり、児童相談所において受理したケースのうち、児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例について、市町村が主担当機関となって対応を行うものである。なお、通告とは異なるものであるが、受け付けた時点で情報がある程度集まっていることや、対応の進捗状況が異なるのみで、以降の対応手順に則った対応を行う。

## 【手順2】緊急受理会議

必ず管理職（課長補佐、課長、子ども・子育て監、部長のいずれか）を1名以上含め、子育て支援課内で開催する。収集した情報から、その時点で把握できる範囲でジェノグラム及び関係者の相関図を作成するなど、対象世帯の概要を整理し、「誰が誰に何時、何をしたか」など、可能な限り具体的に情報を整理する。なお、記録等から事実として確認できること、通報者が推測したことまた、聞き取った担当者が状況から推測したことなどの区別は確実に区分する。

提供のあった不安情報等に対して、通告として対応すべきか、また緊急性や今後の流れなどを組織的に確認し、判断することを目的とする。

### ○通告にあたるかの判断

虐待の区分や通報者の属性に関わらず、虐待を疑う情報であれば全て通告として受理し、児童の速やかな安全確認が必要かを判断し、その方法や確認する機関や担当の調整を行う。

一般的な養護相談や「小学生なのに平日の昼間によく見かける」など通報者が気になった程度の情報や児福法第21条の10の5第1項に基づく情報提供の内、軽微と思われる情報については、要対協の要支援児童として一旦登録を行い、関係機関から情報収集し、実務者会議において要保護児童として対応するか、個別機関での経過観察とするなどを検討し、決定する。ただし、こうした軽微な情報であっても、その背景には重大なネグレクトが隠れている場合もあるため、判断は慎重に行う必要がある。また、情報から現地確認しても対象児童が特定できない、例えば「泣き声通報」などの場合、場所や状況など相談情報を記録し蓄積することで、対象児童の特定や他の相談記録を補完する資料となるため、こうした情報についても必ず記録しておく。

#### 【関係法令：児福法第21条の10の5】

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

### ○安全確認の要否

安全確認は、子育て支援課職員や児童相談所職員又は子育て支援課や児童相談所が依頼した者により子どもを目視することを基本とする。安全確認は通告から48時間以内に実施することとし、実施後はその日時を児童記録票（様式3-1）に記録する。詳細な実施方法については【「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について】を参照すること。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合を除く。

#### 【関係法令：児福法第25条の6】

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに当該児童の状況の把握を行うものとする。

#### 【関係法令：児虐法第8条】

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。（以下省略）

○通告として受理した場合に把握しておくべき事項

「緊急受理会議」において、対応を検討するために必要な情報を収集する。なお、迅速な対応を行うため、直ちに取得する情報と可能であれば取得する情報とに分けて整理する。

«直ちに取得する情報（緊急受理会議に必須の情報）»

情 報	照会先
住民基本台帳における世帯の情報	子育て支援課
相談等の対応歴がある場合は、その記録	子育て支援課
学校、保育所への登校・登園状況や児童の様子	所属先
乳幼児健康診査等の記録（市に情報がある場合）	健康推進課
児童相談所における相談歴等(対象児の兄弟姉妹を含む)	児童相談所

«可能であれば取得する情報（必要であるが対応先の都合等により順次取得していく情報）»

情 報	照会先
虐待の状況が客観的に確認できるもの（写真等）	通告元など
転入歴がある場合は、そこでの対応歴	転出元の市町村及び児童相談所
乳幼児期の情報、予防接種の接種状況	健康推進課（保健センター）
戸籍情報	本籍地の市町村
主任児童委員、民生委員からの情報	各委員
課税情報（世帯の所得状況や就労状況を確認）	税務課
児童扶養手当等の受給状況	子育て支援課
公的扶助の受給状況（生活保護の適用状況など）	福祉課
各種相談機関への相談状況と記録	各種相談担当部署
障害に関する状況	障害者支援課
医療機関の受診状況	保険年金課、医療機関
社会資源の利用状況	各サービスの所管機関

※上記の情報が得られない場合は、その理由を記録すること。

【関係法令：児虐法第13条の4】

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### **【手順3】家庭訪問等による調査**

緊急受理会議において、児童の速やかな安全確認が必要と判断された場合、通告受理から48時間以内に児童を直接目視することを基本とし、調整された担当者が確認を行う。

また、速やかな安全確認が必要とまでは判断されなかった場合においては、対象家庭を訪問するにあたり違和感のない関係機関を子育て支援課が調整し、児童や家庭の状況の把握を行う若しくは、児童の状況が確認できる関係機関から情報収集を行い、児童や家庭の状況を把握する。

家庭訪問等により、一時保護や専門的な知識による検討が必要と判断される場合は、子育て支援課が速やかに児童相談所に情報提供し相談等を行う。

#### ○関係機関等からの情報収集

緊急受理会議で通告として受理されたすべてのケースに対し、「【手順2】緊急受理会議」にて「可能であれば取得する情報（必要であるが対応先の都合等により順次取得していく情報）」について、同会議終了後から、速やかに収集を始める。

情報収集には、一覧にある情報すべてを収集することを原則とし、収集しない、収集できない、また現時点においては収集できない場合などは、その理由を記録に整理する。

#### ○個別ケース検討会議の構成員の調整

関係機関への情報照会により得られた情報や家庭訪問等の状況により、今後当該ケースに対して、実際に支援等を行う個別ケース検討会議の構成員（支援等の内容による担当課や担当者）の調整をこども家庭センター内で検討し、決定する。

#### ○一時保護や専門的な知識により検討する必要（一時保護等）があるかの判断※随時

「一時保護決定に向けてのアセスメントシート（様式6-1）」、「一時保護に向けてのフローチャート（様式6-2）」や、過去に一時保護を実施した例を参考に、一時保護を検討する段階にあるかを判断する。目安として、重症度において、重度以上の虐待の疑いが家庭訪問等で確認されれば、一時保護等を検討する必要がある。一時保護等を検討する必要があると判断した場合は、児童相談所に速やかに情報提供し相談をする。

#### ○家庭訪問等による調査方法及び留意すべき事項

調査の方法には面接（来庁面接、訪問面接）、電話、関係機関や関係者への照会等による方法がある。いずれの場合においても児童や保護者等の意向を尊重するよう努め、児童や保護者以外の者から情報を得るときは、原則として児童や保護者の了解を得てから（状況により判断が必要）行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。

また、児童と保護者は別々に面接することを原則とし、児童との面接はその年齢に応じて話しやすい環境を整えて面接を行う。調査事項は相談の内容によって異なるが、基本的に初期の家庭訪問等による調査については「子ども虐待評価チェックリスト（様式4）」により児童等の状況把握を行う。また、調査のための面接がそのまま支援・指導のための面接の場となることが多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努める。

## ○家庭訪問等の具体的な手順等

まずは、児童の安全を直接目視できる手法を検討及び実施し、その後に保護者等の調査を行うことを基本とする。

①事前に調整した時間に子どもの所属（学校、保育所等）を訪問する。

- ・責任者（通常は校長又は教頭、園長等）に許可を得て児童との面接の準備を行う。

②児童との面接を行う。

- ・子ども虐待評価チェックリスト（様式4）に基づき調査を行うが、特に緊急受理会議で要調査とされた項目については必ず確認する。
- ・怪我や痣は必ず目視で確認し、可能な限り本人の同意を得て撮影する。
- ・身体的虐待の疑いがある場合には全身確認が必要だが、衣服を脱ぐ必要がある場合は本人の同意を得るとともに、周囲に配慮の上、必ず同性の職員が実施する。

③調整機関（子育て支援課）へ報告する。

- ・一時保護を要する可能性がないか、児童の状況等を基に子育て支援課において、再度協議を行うが、緊急度が高いなど、市のみでの判断が困難な場合は速やかに児相へ連絡する。
- ・一時保護等の措置が必要ないなど、差し迫った状況でなければ、家庭訪問等による保護者等への調査に進む。

④保護者対応等について所属と協議を行う。

- ・状況的に所属の協力があったと保護者が察することも考えられるため、「学校（園）としては義務に従って協力しただけなので詳しいことは市役所（子育て支援課）に聞いて欲しい」と伝えてもらうなど、あらかじめ具体的な対応について責任者（通常は校長や教頭、園長等）と協議しておく（所属に必要な情報を提供することと併せ、負担軽減を図る。）。
- ・面接内容について保護者に伝える内容や範囲等について事前に十分協議しておく。

⑤対象世帯を訪問し特定する。

- ・対象者宅に到着したら、住宅地図や番地表記、表札等により間違いなく対象世帯宅であることを確認する。

⑥呼びかける前に外から得られる情報を確認する。

- ・玄関から確認できる範囲で外観や室内からの物音等、通告内容や著しく不衛生な様子はないか、泣き声や怒る声が聞こえないかなど、養育状況等に関連する情報について速やかに確認する。

⑦呼びかけを行う。

- ・インターフォン（なければノック）で来意を告げる。

⑧保護者と面接を行う。

- ・玄関を開けてくれたら、身分証等を提示し改めて名乗った上で目的を伝え、事情の確認等を行う。
- ・事前に子どもの安全確認ができていない場合、保護者に安全確認の必要性を説明して児童を目視による確認や聞き取りを行う。
- ・虐待の事実が確認または疑う状況であれば、適宜保護者へ指導を行う（状況によってはその場から児相への連絡も必要）。指導にあたっては、法により市はその確認や防止の義務があることや子育てに関し様々な支援策があることなどを説明し、再度の訪問または場所を変えての面接について了解を得る。

⑨訪問を終えた後、訪問結果の報告を行う。

- ・訪問終了後、速やかに今事案の緊急受理会議のメンバーを招集し、訪問結果を報告し、今後の対応を協議する。

«調査の際の持ち物リスト（例）»

調査資料（相談・通告受付票や初期調査情報一覧等）、身分証、名札等、筆記具、公用携帯電話、カメラと定規（怪我の撮影等に使用）、住宅地図、保護者指導用の資料、家庭訪問時の不在票（様式5）等

#### 【手順4】個別ケース検討会議

個別ケース検討会議の構成員は、要対協の構成員であるため守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討し、実施する。これは、児相に送致した児童（施設入所中は除く）も含め、犬山市内で把握するすべての要保護児童等に対し、個別に設置する。

##### ○協議において確認する事項

- ・関係機関が現に対応している事例についての虐待の種類、重症度、及び危険性や緊急度の判断
- ・支援対象児童等の状況の把握や問題点の確認
- ・支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ・援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ・ケースの主担当機関とキーパーソン（家族それぞれに対する主たる援助者）の決定
- ・実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討（いつまでに、誰が、何をするのか等）
- ・調整機関（子育て支援課）への報告の頻度や情報の集約先
- ・状況が悪化した場合の対応
- ・次回会議日程（評価及び検討）の確認

##### ○個別ケース検討会議の調整担当を決める

個別ケース検討会議が構成された場合、会議の招集や会議での情報の集約先となる調整担当を決定する。

上記により、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、必ず記録し、その内容を関係機関等で共有するとともに、状況の変化等が確認された場合は速やかに調整機関（子育て支援課）へ報告し、状況に応じて実務者会議での判断を求めることが重要である。

また、情報共有に当たっては、子どもの安全について最もリスクを感じている機関の意見をよく勘案する必要がある。

## 【手順5】面接・支援・指導

一連の初期対応の次は、収集された情報等に基づき、個別事案ごとに構成する個別ケース検討会議により継続的な観察や支援に移行する。

個別ケース検討会議は個々の事案の特性等を踏まえ関連する機関の中で直接に当該家庭に対応する担当者及び「こども家庭センター（子育て支援課、健康推進課）」で構成する。

### ○会議の開催

会議の開催は構成員と協議のうえ決定し、協議内容を取りまとめ、要対協の調整機関である子育て支援課に書面（データ可）で報告する。

### ○対応ケースの状況変化

対応ケースにおいて状況変化などが生じ、一時保護や専門的な調査が必要となった場合は、直ちに子育て支援課に報告する。

報告を受けた子育て支援課は、その内容について調査等を行い、必要に応じて児相に対し、児虐法第8条の1項1号による「送致」か2号による「通知」を速やかに行う。

子育て支援課は受けた報告に対し、どのような措置を講じたかを必ず検討会議の調整担当に報告する。

### ○送致、通知の活用

市と児童相談所との狭間で適切な役割分担・連携が図られず不幸な結果を防ぐことができなかつたケースが発生していることから。行政サービスや行政権限を重層的に、あるいは連続的に活用することが必要であり、その意思表示や橋渡しのために送致や通知を積極的に活用する。

#### «主な対応の種類»

種類	内容
助言指導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる場合の支援
継続指導	継続的な支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク等を行う
他機関の紹介、斡旋	他の専門機関において、治療、指導、訓練等を受けること等関連する制度の適用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関を紹介する
児童相談所への送致	児童福祉法第27条の措置（児童福祉司指導、施設入所等）や、医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定（総合診断）を要すると認める者、出頭要求や立入調査又は一時保護等の実施が必要と判断されるケース等が対象
児童相談所への通知	送致により児童相談所に主担当機関が移っても、児童相談所による出頭要求や立入調査、もしくは一時保護が適当であると市区町村が考える場合に行う

## ○要対協による判断

要対協の設置目的などについては、本マニュアルの「V 関係機関等との連携」に記載している。児童虐待への対応において、当該児童の適切な保護又は適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うことや、支援の内容に関する協議を行う必要があると認められるケースにおいて、実務者会議を活用する。

### 【児福法第25条の2】

(第8号) 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。（他省略）

### 【児福法第25条の3】

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

## ○終結の検討

- ・実務者会議において関係機関を含めた支援状況などを報告し、支援の継続要否（終結の可否）について検討を行う。
- ・終結が適当と判断された際には、対象者（児童及び保護者）には必要に応じて要対協としての関わりを終える旨を伝えるとともに、関係機関には要対協の仕組みを活用するなどして終結の旨を周知すること。民生委員や主任児童委員等が関わっている場合には必ずその旨を伝えるとともに、再び当該家庭に変化が見受けられた際には連絡いただけるよう、依頼すること。

### ＜終結の判断基準（例）＞

- ・一定期間虐待行為の確認がなく、保護者等にも改善の意識があり、子どもの権利（安全・安心）が守られ、今後もその状態が概ね継続すると見込むことができるとき。
- ・実務者会議での評価において、状況が安定しているとの評価が一定期間継続している（期間については例えば半年間など、あらかじめ実務者会議において検討する）。
- ・将来的な心配要素はあるが、他機関での支援（モニタリングを含む）が確立しており、再発の兆候があつた際などには即時に把握できる体制が整ったとき。
- ・加虐者がいなくなったとき。
- ・児童が市外へ転出したとき。

### **【定期確認】 ケース検討会議**

新たに通告・市町村送致を受理した後、「【手順5】面接・支援・指導」まで実施し、対応中となっている全てのケースについて、こども家庭センターとして、その状況の共有や今後の対応などの確認を定期的に行うものとする。会議においての確認する事項及び児童記録票に記録する基本的な事項は以下のとおりとする。

よって、個別のケースに関する支援方針・対応などについては基本的に「【手順4】個別ケース検討会議」において行うものと整理する。

#### ○開催時期及び場所(定例)

毎週火曜日9時30分～ ○○○会議(※未定)にて

#### ○参加者

子ども・子育て監/子育て支援課児童担当/保健センター担当者/その他、ケースに応じた関係者

#### ○相談経路、相談種別の決定

福祉行政報告例(統計)やケースの整理に必要な事項を判断する。詳細については、【資料:福祉行政報告例記入要領及び審査要領(※報告表第43～第50、第56 及び第57 関係)】を参照。

#### ○虐待事実の有無についての判定(まだ判定をしていないケースのみ)

児虐法第2条(本マニュアル2Pに記載)に定義されている行為があったのかを判断する。

#### ○「個別ケース検討会議」の要否の判断

確認の結果、支援方針などについてさらなる検討が必要だとされれば、「個別ケース検討会議」を開催するよう調整する。

#### «会議で使用する資料について»

会議にあたっては、児童記録票等の資料を用いて行う。なお、市における DX 推進に係る業務のペーパーレス化に基づき、原則として各自パソコンを持参しデータを参照しながら実施する。

## V 関係機関等との連携

### (1) こども家庭センター

#### ○役割

こども家庭センターとして、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供する。

また、両機能の専門性を活用し妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを深く汲み取るとともに、家庭支援事業や母子保健事業により求められる支援内容の組み立てや提供を行う。

#### ○母子保健機能

こども家庭庁が公表する「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」によれば、虐待により死亡した児童のうち、0歳児時点で亡くなる割合は全体の4割以上を占めており、ほぼ全ての年次において同じ結果となっている。

それだけ、児童虐待の早期発見やその後の保護、再発防止のため乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問などの母子保健事業による保護者との関りは重要となる。母子保健事業を通じて家庭が抱える問題を聞き取り、円滑に支援することに加え、こども家庭センターとして児童福祉機能や児童相談所のほか医療機関等の関係機関と連携を密にすることが必要である。

### (2) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、登降園時や保育（教育）活動中の観察を通じ乳幼児とその保護者の様子から虐待行為の兆候を把握することができる。このことから、児童虐待の早期発見と適切な対応のため、こども家庭センターは日頃から保育所等と緊密に連携し、早期に通告が図られる体制を維持する必要がある。

保育所等からの通告や相談時には、こども家庭センターの業務について流れを説明し、こども家庭センターと保育所等の役割分担を明確にした上で児童や保護者への対応を行う。

要保護児童等については、保育所等から月1回程度の出欠情報等の提供を求め、必要に応じて「個別ケース検討会議」を開催する。

また、市町村においては、児童虐待防止の観点から支援が必要な家庭の保育所等の入所選考に配慮することになっている。【関連通知：要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号）】

### (3) 小学校・中学校

小学校・中学校では、就学中の児童生徒の様子や非行行為の有無、不登校傾向などの状況から家庭環境の変化や虐待行為の兆候を把握することができる。このことから、児童虐待の早期発見と適切な対応のため、こども家庭センターは学校と日頃から緊密に連携し、早期に通告が図られる体制を維持する必要がある。

学校からの通告や相談時には、こども家庭センターの業務について流れを説明し、こども家庭センターと学校の役割分担を明確にした上で児童や保護者への対応を行う。

要保護児童等については、学校から月1回程度の出欠情報等の提供を求め、必要に応じて「個別ケース検討会議」を開催する。

平成28年の児童福祉法改正により、学校等が要支援児童に関する情報を市町村に提供することが可能となり、個人情報保護法違反にはならないとされた。市町村は、支援体制を強化し、学校との連携を深めることが求められている。【関連通知：児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について（履児総発1216第1号平成28年12月16日）】

### (4) 児童相談所（主に「一宮児童相談センター」）

主な関りとして、市から児童相談所への送致や通知があげられるが、こうした措置が必要な状況については以下の場合がある。なお、送致まで必要としないケースや送致後のケースについては、後述の要対協において、密に情報共有を行う必要がある。

理由	内容
一時保護が必要	子ども本人が保護を求めていたり、すでに重大な結果が生じている場合
安全確認ができない	子どもの安全確認を行うための家庭訪問等の調査において、時間、方法、手段を変えても所在が確認できない場合、保護者等には接触できるが、子どもとの面会を拒否された場合等
専門的な判定が必要	児童相談所の持つ専門性を活用し、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を依頼する場合。 ※この場合、保護者に判定の必要性について十分な理解を得る。
対応が困難	保護者が虐待を認めない、市区町村による援助や指導に乗らない、長期に渡り改善が見られない場合、行政処分などの強い指導を行う必要がある場合、受傷原因不明の怪我で虐待の確証が得られないために専門的な調査をする場合、子どもの安全のため調査の一環としての一時保による診断・判定を行うことが必要と判断される場合。

### (5) 地域（児童委員）

児童委員は、民生委員を兼ね、市町村でこどもや妊産婦の生活環境を把握し、必要な支援を行うとともに、要保護児童の把握や通告の仲介を担う。主任児童委員は、児童相談所等と連携し、専門的支援や児童委員の補助を行う。市町村は、研修や要対協を通じて民生委員・児童委員との連携を強化し、定期的な連絡会議を開催することが重要である。

## (6) 犬山市要保護児童対策協議会

児福法第25条の2に基づくもので、要対協は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。」と定められている。支援の対象及び構成される各会議についての整理は以下のとおりである。

区分	内容
要保護児童 及び その保護者	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者。 ※児童には児童福祉法第31条第4項に規定する「延長者」及び同法第33条第8項に規定する「保護延長者」を含み、保護者には「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。
要支援児童 及び その保護者	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者。 ※児童には要保護児童に該当するものを除き、保護者には「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。
特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

### «代表者会議»

実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催する。

### «実務者会議»

全ての支援対象児童等についての定期的な情報共有、支援方針の見直し、サポートチーム会議で課題となった点の検討を目的に月に1回開催する。また、代表者会議への報告も行う。

### «個別ケース検討会議»

個別の支援対象児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象児童等に対する具体的な支援の検討、対応をするために適時開催する。

### ○調整機関（子育て支援課）

多くの関係機関等から構成される本協議会が効果的に機能するため、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関。現在は、「犬山市健康福祉部子育て支援課」が指定されている。

#### 【関係法令：児福法第25条の2（抜粋）】

- ④協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、内閣府令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、こども家庭センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

## VI その他

### (1) 様式一覧

様式番号	様式名	用途
様式1	相談・通告受付票	対応時に聞き漏らしが無いようにする手持ち資料
様式2	相談・通告受付簿	児童福祉に関して組織として対応したケースを一覧としてまとめたもの
様式3-1	児童記録票（基本情報）	各ケースの記録のうち、児童や世帯の情報と支援方針などを記載するもの
様式3-2	児童記録票（支援等経過記録）	各ケースの記録うち、日々の経過などの対応の流れを記載するもの
様式4	子ども虐待評価チェックリスト	面接にあたり、子どもや保護者の様子について客観的な評価を記載するもの
様式5	家庭訪問時の不在票	家庭訪問時にポスタなどにメッセージを残すもの
様式6-1	一時保護決定に向けてのアセスメントシート	児童相談所へ送致する理由の一つである、一時保護について、その実施基準を記したもの
様式6-2	一時保護決定に向けてのフローチャート	児童相談所へ送致する理由の一つである、一時保護について、その判断に至る流れを記したもの
様式7	送致書	市から児童相談所に送致する際に使用するもの

(様式1) 相談・通告受付票

虐待通告

児童相談所からの送致


市(町村) 課 係 (受理者: )

通告年月日	(曜)			時	分	
通告形態	()					
過去の通告歴	()					
被虐待児童	フリガナ 氏名 ・性別 ・生年月日 ・学校等			(生)	歳	
				(名: )	)	
保護者	フリガナ 氏名 ・続柄 ・生年月日 ・職業			(生)	歳	
				(名: )	)	
				(生)	歳	
				(名: )	)	
住所						
保護者	フリガナ 氏名 ・続柄 ・生年月日 ・職業	(父)		生	職業	
				(歳)		
		(母)		生		
				(歳)		
住居状況	()			生保受給		
主な虐待者						
虐待の状況・内容	○情報源は	()				
	○虐待の種別	()				
	○虐待の頻度	()				
	○いつ頃から	()				
	○具体的な虐待の内容					
児童の状況	○現在児童はどこにいるのか	()				
	○現在児童はどのような状態か	()				
	○児童の避難場所はあるのか	()				
家族構成・状況	□……男 ○……女 (本児) <input checked="" type="checkbox"/> ……男子 <input type="checkbox"/> ……女子			①近隣の風評等		
				②家庭内での協力者の有無		
通告者	氏名				匿名希望の有無 ( - - )	
	住所	(tel: - - )				
	関係					
	通告の意図	()				
	通告時の状況	○通告者は	()			
	調査協力	調査協力の意思 (内容: )			連絡の承諾( )	
保護者の了解	○保護者はこの通告を					
通告経路	()→ ()→ ()→ ()					
通告者への対応	()					

## (様式2) 相談・通告受付簿

## (様式3-1)児童記録票(基本情報)表

## 児童記録票

令和 年 月 日 現在

整理番号		相談種別										
受付年月日		相談経路										
対象児童等	フリガナ 氏名		性別		生年月日		年齢					
	住所											
	所属											
«相談歴、特記事項、利用しているサービス等»												
主訴												
概要												
関りのある機関												
要支援児童等への支援体制	主担当機関					ケース区分						
	4類型 (主←→従)	—	—	—	—	重症度						
	支援方針・方法											
	だれが											
	いつ											
	ど誰 のに よ対 うし にて											
	犬山市要保護児童対策協議会											
	管理番号		登録年月日	所属機関等における見守り項目								
			終結年月日	1. [欠席] 欠席状況（特に理由が不明確なもの） 2. [外傷] 外傷の有無 3. [発育] 発育状況 4. [食事] 食事、おやつの食べ方 5. [身なり] 身体、衣服の清潔さ、身だしなみ 6. [児態度] 本人の態度等 7. [親態度] 保護者の態度等 8. [差別] きょうだい間の明らかな扱いの差 9. [言動] 虐待を連想させる本人の言動 10. [その他] 必要に応じ簡潔に記入								
	«実務者会議における経過への評価»											
A	終結方針に即していた。⇒継続的であれば、終結を検討。											
B	終結方針に即していない。⇒支援継続or支援方針を再検討。											
C	問題が悪化などした。⇒重症度、支援・終結方針を再検討。											
◆過去の評価												
年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和5												
令和6												
終結方針												

(様式3-1)児童記録票(基本情報)裏

**■世帯・親族等の情報**

通番	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	年齢	住所	所属・特記事項等
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

«生活状況、手当受給状況等»

«ジエノグラム»

## 支援等経過記録

日付	対応種別	内 容	記録者
	通告		
	緊急受理会議		
	事前調査		
	子ども面接		

(様式4) 子ども虐待評価チェックリスト

【子ども虐待評価チェックリスト】(確認できる事実および疑われる事項)

評価 3:強くあてはまる 2:あてはまる 1:ややあてはまる 0:あてはまらない 9:未確認

対象児童名		調査年月日	年 月 日
項目		評価	備 考
子どもの様子 (安全の確認)	不自然に子どもが保護者に密着している		
	子どもが保護者を怖がっている		
	子どもの緊張が高い		
	体重・身長が著しく年齢相応でない		
	年齢不相応な性的な興味関心・言動がある		
	年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる		
	子どもに無表情・凍りついた凝視が見られる		
	子どもと保護者の視線がほとんど合わない		
	子どもの言動が乱暴		
	総合的な医学的診断による所見		
保護者の様子	子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない		
	調査に対して著しく拒否的である		
	保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う		
	保護者が子どもの養育に関して拒否的		
	保護者が子どもの養育に関して無関心		
	泣いてもあやさない		
	絶え間なく子どもを叱る・罵る		
	保護者が虐待を認めない		
	保護者が環境を改善するつもりがない		
	保護者がアルコール・薬物依存症である		
生活環境	保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている		
	保護者が医療的な援助に拒否的		
	保護者が医療的な援助に無関心		
	保護者に働く意思がない		
	家庭内が著しく乱れている		
	家庭内が著しく不衛生である		
	不自然な転居歴がある		
その他特記事項	家族・子どもの所在が分からなくなる		
	過去に虐待歴がある		
	家庭内の著しい不和・対立がある		
	経済状態が著しく不安定		

(様式5) 家庭訪問時の不在票

令和	年	月	日
時	分		
訪問させていただきました。			

様

---

犬山市役所○○課です。

お話を伺いたいことがあり、訪問させていただきました。

ご不在のようすで改めて訪問させていただきますが、大切な内容ですので、できるだけ早い時期にお話を伺いたいと考えています。

ご都合の良い日時を、下記までご連絡ください。

よろしくお願ひします。

【連絡先】

犬山市役所 ○○課 担当 ○○

電 話 ○○○-○○○-○○○○

(平日 午前○時○○分から午後○時○○分まで)

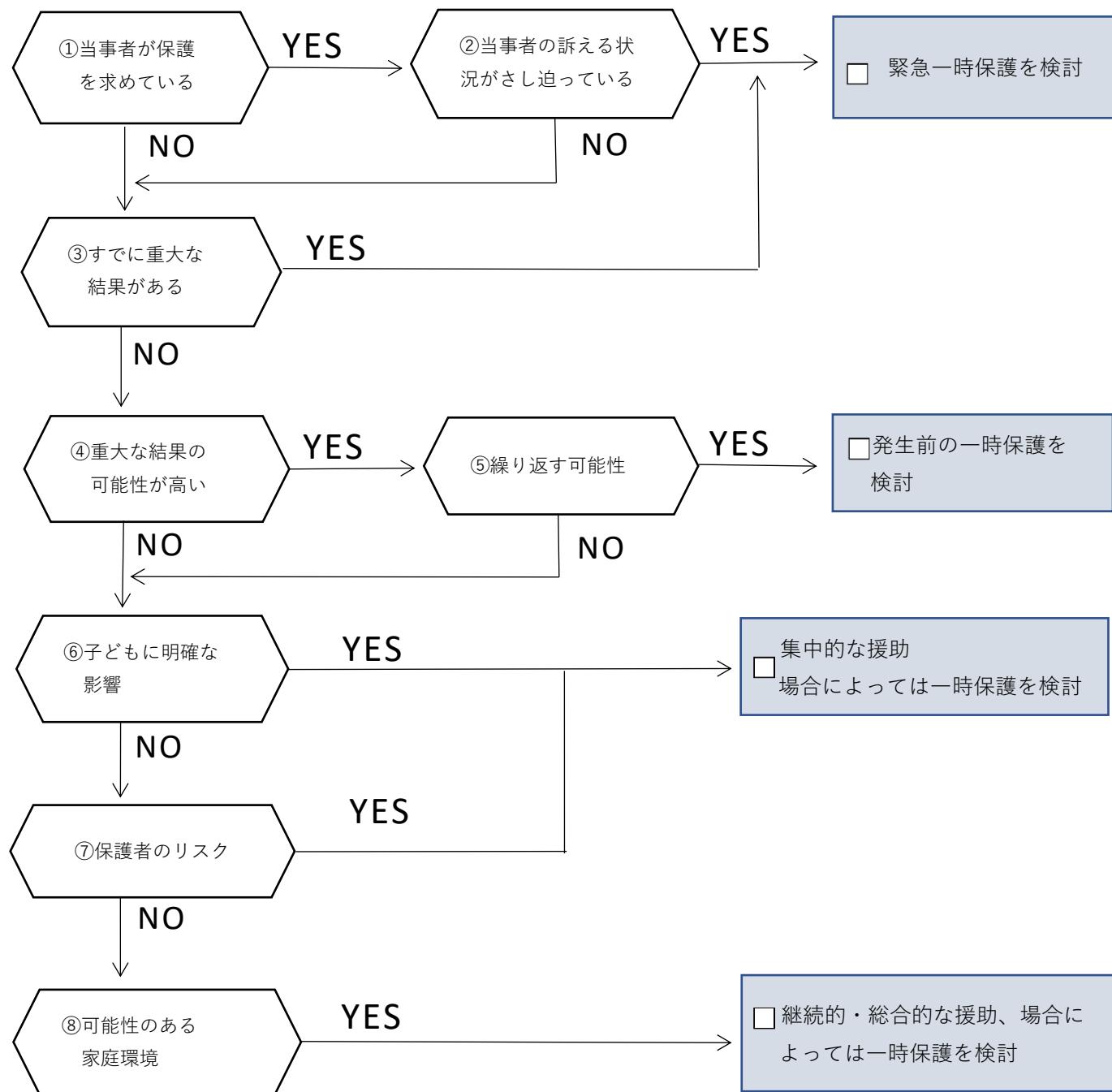
F A X ○○○-○○○-○○○○

担当

(様式6－1) 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている		* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままで「何をしてかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど		
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 外傷(外傷の種類と箇所: ) <input type="checkbox"/> ネグレクト 例:栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、( )		)
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 <input type="checkbox"/> 例:頭部打撲、顔面攻撃、首絞め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、 戸外放置、溺れさせる、( ) <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、( )		)
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、( ) <input type="checkbox"/> 過去の介入 例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴、 ( ) <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱		)
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、( ) <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例:無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める、( ) <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例:発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、( )		)
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感覚・態度 例:拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子健康手帳未発行、 乳幼児健診未受診、( ) <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例:鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、( ) <input type="checkbox"/> 性格的問題 例:衝動的、攻撃的、未熟性、( ) <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例:現在常用している、過去に経験がある、( ) <input type="checkbox"/> 児童相談所等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない		)
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例:発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、( ) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例:攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、 異食、過食、( ) <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例:被虐待歴、愛されなかった思い、( ) <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、( ) <input type="checkbox"/> 家族状況 例:保護者等(祖父母、養父母等を含む)の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、 ひとり親家庭等、( )		)

(様式6－2) 一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
  - 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
  - あるいは虐待が深刻化する可能性
  - 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
  - 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

## (様式7)送致書(表)

第 号  
令和 年 月 日

児童（・障害者）相談センター長殿

犬山市長

## 送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

## 記

子ども	氏 名			(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )		
	保育所・ 学校等 利用状況	保育所・学校等名 学 年 担 任		
	現 住 所	〒 電話 ( )		
保護者	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )		
	職 業			
	現 住 所	〒 電話 ( )		

(様式7)送致書(裏)

送致理由	
送致に 当たっての 意見	
ケース概要	
対応経過	
ケース担当者	所属 氏名 電話 ( )
添付資料	

(2) 改訂経過

年月日	改訂概要
令和7年3月27日	Ver1.0策定

## **本マニュアルの公開に伴って**

本マニュアルについてのご質問等については、下記【連絡先】までご連絡をお願いいたします。

また、本マニュアルの内容は、隨時検討し充実させていきます。  
つきましては、ご意見などがありましたら是非とも参考にさせて頂きたい  
ことから、そうした場合も是非ご連絡をいただきたく、お願い申し上げます。

### **«連絡先»**

犬山市役所 子育て支援課 児童担当  
住 所 〒484-8501愛知県犬山市大字犬山字東畠36  
電 話 0568-44-0322  
メール 030310@city.inuyama.lg.jp